

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 天カ須賀連合自治会、ときわ五丁目自治会
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成28年12月7日から平成29年1月19日まで
- 4 監査期間 平成29年1月20日
- 5 監査対象年度 平成27年度
- 6 監査対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 7 監査方法 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市市集会所補助金
- 2 補助金交付額
 - (1) 天カ須賀連合自治会 2,867,000円
 - (2) ときわ五丁目自治会 420,000円（購入）
2,819,000円（修繕及び模様替え）
- 3 補助金の交付目的 地域住民の福祉向上及びコミュニティ活動の推進を図るため、自治会が自らの出資により集会所を建築、購入、修繕及び模様替えをする際の経費を補助することを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
四日市市集会所補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）

5 補助金の概要

	天カ須賀連合	ときわ五丁目（購入）	ときわ五丁目（修繕等）
(1) 事前協議書（補助金交付要綱第6条）			
①申請日	平成27年 9月29日	平成27年 5月29日	平成27年 7月15日
②申請書類	補助金交付申請に関する協議書（添付書類：予算書等）		
(2) 協議済通知（補助金交付要綱第7条）			
①決定日	平成27年 9月29日	平成27年 6月 8日	平成27年 7月21日
②書類	協議済書		
(3) 交付申請（補助金交付要綱第8条）			
①申請日	平成27年11月25日	平成27年 6月19日	平成27年 8月12日
②申請書類	補助金交付申請書（添付書類：契約書の写し、予算書等）		
(4) 交付決定（補助金交付要綱第9条）			
①交付決定日	平成27年11月25日	平成27年 7月 1日	平成27年 8月13日
②書類	補助金交付決定通知書		
(5) 工事完了届（補助金交付要綱第12条）			
①届出日	平成28年 2月12日	平成27年 7月 2日	平成27年10月29日
②書類	工事完了届（添付書類：収支決算書、購入又は修繕等にかかる写真等）		
(6) 補助金交付			
①交付日	平成28年 3月14日	平成27年 7月28日	平成27年11月26日
②交付額	2,867,000円	420,000円	2,819,000円

第3 監査の結果

天カ須賀連合自治会及びときわ五丁目自治会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【天カ須賀連合自治会】

特になし

【ときわ五丁目自治会】

特になし

【市民文化部市民生活課】

(1) 補助金交付要綱の改正について

組織機構改革に伴い必要となる改正が行われていなかった。改正漏れのないよう、適切に要綱改正を行うこと。

(2) 文書管理について

決裁文書において、施行日の記載漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

2 意 見

【天カ須賀連合自治会】【ときわ五丁目自治会】

(1) 集会所の利活用について

今回補助金を活用して整備した集会所について、地域コミュニティのさらなる活性化のため、今後も自治会活動の拠点として、より有効に利活用するよう要望する。 【要望事項】

【市民文化部市民生活課】

(1) 自治会への助言について

自治会においては、事業の発注に際して二者見積もりを行い、経費の節減に努めている。さらに適切な管理を行うため、自治会が経費を精査や検討をするにあたっては、市としても適切な助言を行うなど十分に支援を行うこと。 【要望事項】

(2) 基準の設定について

すべての自治会が公平で平等に補助を受けることが重要であり、全自治会が適切な時期や金額で申請することができるよう、市として情報を提供していく必要がある。償却資産の耐用年数に合わせた修繕基準を設定するなど、自治会の補助申請の目安となるような基準の設定についても検討すること。 【要望事項】

(3) 補助対象の見直しについて

1事業当たり50万円以上の事業を補助の対象としているが、自治会によっては負担が大きく、修繕等に踏み切れない場合が考えられる。補助対象となる金額を下げるなど、多くの自治会にとって、より使いやすい制度となるよう見直すこと。 【改善事項】

(4) 事業の発注方法について

自治会において事業の分割発注を行った結果、同一業者と複数の契約を行った事例が見受けられた。あらかじめある程度集約して発注した方が、契約金額が安くなる可能性があると考えられる。補助金の節減という観点からも、分割発注と一括発注でそれぞれ二者見積もりを行い比較してもらうなど、市として対策を検討すること。 【要望事項】

(5) 補助金交付要綱等の見直しについて

補助の対象となる経費については、補助金交付要綱の別表に規定されているほか四日市市集会所補助金事務取扱基準にも規定されているため、わかりにくくなっている。要綱の別表

に基準の内容を併記して一覧性を高めるなど、自治会にとってわかりやすく使いやすいように見直すこと。

【改善事項】

(6) 事業変更への対応について

補助事業の実施過程で事情により追加修繕等が必要となり、申請よりも多額の経費を要した事例があった。予算の範囲内で可能であれば対応しているとのことであるが、自治会の自己負担が増えることにもなるため、柔軟に対応できるよう制度の見直しを検討すること。

【要望事項】

(7) 補助金の算定方法について

ア 緊急避難所に指定されている集会所における防災上又は安全上必要な工事に対して、補助金額が加算される制度となっている。加算分を算定する際の端数処理の方法が不明確であり、補助金交付要綱の規定を見直すこと。

【改善事項】

イ 2以上の自治会が共同で建築等を行う場合に該当しているにもかかわらず、1の自治会が建築等を行う場合の方法で補助金が算定されていた。結果的に補助金額は同額になるものの、要綱の規定に基づき算定を行うこと。

【改善事項】

(8) 完了届提出後に提出された領収証に関する手続について

完了届の提出後に申請者から提出のあった領収証の写しについて、その受領時において決裁をとること。

【改善事項】